

沖縄県中央家畜保健衛生所移設業務委託仕様書

1. 概要

本件の目的は沖縄県中央家畜保健衛生所（以下、「甲」という。）の現在地より新庁舎への移転に伴い、既設の精密機器等（研究機器、研究設備、薬品、試料、研究用器具消耗品等事務用機器、家具什器、書籍、書類、その他の物品）の移設、及び不用となった物品の解体廃棄処分、並びに精密機器等の設置据付工事、試運転調整、それらに伴う付帯工事、並びにその作業を遅滞なく且つ円滑に行うために必要な業務を一括で委託するためのものである。

2. 件名

沖縄県中央家畜保健衛生所移設業務委託

3. 移設場所

(1) 搬出場所

・ 沖縄県島尻郡南城市大里字平良 2 5 0 5

沖縄中央家畜保健衛生所
本館、別館、解剖室、屋外簡易倉庫

(2) 搬入場所

・ 沖縄県島尻郡南城市大里字大里 2 0 8 5

沖縄県中央家畜保健衛生所新庁舎（仮称）

4. 業務内容

移設物品の新庁舎への移設について、以下の業務を行うこと。

- (1) 移設作業計画書の作成
- (2) 移設・廃棄・残置物品の確認（必要ユーティリティーの確認）
- (3) 移設用レイアウト図の作成、および新建屋のユーティリティーの整合性の確認
- (4) 移設物品の解体、梱包、運搬、開梱、組立、配架
- (5) 移設機器のユーティリティー事前工事、接続工事、試運転調整、性能試験
- (6) 移設業務遂行に伴う現場管理、業務終了後の清掃、作業日報の作成
- (7) 作業終了確認および検査確認の立ち会い
- (8) 不用物品の解体・搬出・廃棄処分および後仕舞い工事等
- (9) 新規購入物品の納入、設置との調整

5. 技術審査

本件移設業務委託契約に入札の参加を希望する者は、別紙 3 に記載された内容の応札書類を提出し本仕様書の要求案件に適したものであるか否かについて審査を受けるものとする。

6. 業務期間

契約締結の翌日から令和3年8月31日までとする。

7. 移設期間

原則として、令和3年5月24日（月）から令和3年6月30日（水）までの間で、別途指示する期間とする。ただし、契約期間内であれば、受託者（以下、「乙」という。）と協議のうえ変更できるものとする。

- ・ 運送期間は令和3年6月7日（月）から令和3年6月26日（土）とする。

8. 産業廃棄物（廃棄物品、廃棄薬品）の搬出期間

原則として廃棄物の搬出期間は、移設物品の新庁舎への運送終了後から令和3年8月31日（火）までの間で、別途指示する期間とする。ただし、業務契約期間内であれば、協議のうえ変更できるものとする。

9. 業務のスケジュール

本件業務のスケジュールについては、甲及び甲の担当と協議のうえ作成すること。

10. 移設作業計画書

作業計画書については、甲が別に指定する日までに提出し甲の承認を受けること。

なお、移設作業計画書には、原則として以下の内容を含むこと。資料の形式等については、甲と協議のうえ決定すること。

- ・ 作業体制表
- ・ 梱包要領書
- ・ 作業工程表
- ・ 作業詳細工程表および作業時間予定表
- ・ 安全衛生に関する書類
- ・ 搬出入経路図及び駐車場図
- ・ 移設用レイアウト図
- ・ 建屋養生計画書
- ・ 不用物品処理施工計画書

11. 移設対象物品

移設対象物品は、別添の移設精密機器等一覧表のとおりとする。なお、移設作業に当たり、一覧表と現品の確認を行うこととし、一覧表と現品が一致しないときは現品を優先とする。ただし、事前に予期することができない不測の事態が発見され、業務の遂行に支障をきたす場合は速やかに甲に報告し、甲と協議のうえ対応すること。移設対象物品の増減による契約金額の増減は行わない。

12. 搬出入経路の確認・確保等

搬出入経路については、事前に甲の担当者の立ち会いのもと確認を行うこと。なお、搬出入に関して、経路の確保が困難な状態が発生した場合は、甲と協議のうえ作業方法を決定し、対応すること。また、臨時に搬出入路を設けた場合は、防犯対策を徹底するとともに、運搬作業終了後は速やかに原状回復を図ること。

1 3. 許認可等の手続き

移設業務の遂行上必要となる官公庁署に対する許認可の申請事務等の手続きは、全て行うこと。ただし、代行できない申請事務等については、申請に必要な資料等の作成を行うこと。

1 4. 作業体制等

移設準備作業の推進や移設作業の円滑な実施のため、本業務を履行できる体制（移設本部等）を設けるとともに、本業務に携わる担当者の氏名・職位・業務分担等の必要事項をあらかじめ甲に提出すること。なお、体制には移設業務管理技術者を置くとともに、現場に常駐する主任技術者および機器調整作業責任者、ユーティリティー工事作業責任者、及び運搬等の作業に係る現場作業責任者を必要数配置すること。また緊急時に備え、緊急連絡体制表を甲に提出すること。

1 5. 作業日、作業時間

移設の作業日時は、原則として日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。ただし、特別な事由等によりあらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。

1 6. 養生

(1)養生場所

移設元において搬出の対象となる場所で、損傷の恐れのある全ての場所（玄関、ロビー、廊下、通路、階段等）とする。ただし、将来解体する予定であるので、防犯上、安全上に支障のない箇所においては、養生を行う必要はない。やむを得ない事由により養生ができない場所については、甲と協議のうえ決定すること。

移設先の養生については、玄関、ロビー、廊下、通路、階段、エレベーター、壁、必要と思われる道路部分等、搬出の対象となる場所で、損傷の恐れのある全ての場所に養生を施すこと。尚、機器の特性上、搬出入時において特別に追加養生が必要な場合は、甲と協議のうえ必要な追加養生を行うこと。

(2)養生の実施方法

養生については、事前に使用資材、取付け方法・場所等の詳細を記載した養生計画書を甲に提出し、甲の承認を得るとともに、養生施工後は甲の確認を受けること。

(3)養生の実施時期等

移設元の養生は、搬出作業を行う前日までに完了すること。ただし、甲が別途指示した場合は、これに従うものとする。また、養生実施後、運搬作業が終了するまでの間、養生の完全な状態を維持すること。移設先の養生は事前の工事等の行われる前日までに設置し、必要な時期まで養生を維持すること。

(4)養生の撤去

運搬作業の終了した部分の養生の撤去については、甲の指示に従い速やかに行うこと。

(5)原状回復

養生の撤去に際しては、損傷、汚れ等の有無について甲の承認を得ること。なお、養生部分に損傷や汚れ等が認められる場合は、甲の指示に基づき、乙が原状回復を図ること。

17. レイアウトの作成及び確認等

甲が提示する移設先の室内レイアウト図または甲の担当職員とのヒアリング等に基づき、移設物品の搬送準備、搬送順序および設置場所等について十分な打合せを行い、また乙は移設用レイアウト図（電気・衛生・新規物品等の情報も含まれたもの）を作成し、新建屋のレイアウト図との整合性を確認し、修正等の必要が生じた場合、レイアウトの変更または新建屋設備の変更及び追加を行うこと。

18. マーキング

移設物品および新規購入物品等の搬入、配置等の作業を円滑に行うため、移設先の室内レイアウト図等に基づき、マーキングを行うこと。なお、マーキングの時期、期間等については、甲と協議のうえ決定すること。

19. 事前説明会の開催

移設作業の実施に際しては、事前に移設に関する詳細事項や留意事項等を甲の関係者に説明するため、甲が別途指定する日時に説明会を行うこと。

なお、個別の事項に関し甲の担当者に説明が必要な場合、および甲の担当者から説明を求められた場合は、随時、甲の担当者に説明を行うこと。

20. 移設作業実施上の留意事項

移設作業の実施に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) それぞれの特性、規格、用途等に応じ、最も適した方法で梱包、運搬等を行い、作業中の損傷、破損等の事故がないよう十分配慮すること。特に、試験研究機器等については、作業に際し、甲の担当者と十分に協議し、その指示に従うこと。
- (2) 法令の定める資格を要する作業については、有資格者を確保し実施するものとし、法令の規定を遵守し、安全作業に努めること。
- (3) 振動を避ける必要のある機器、一定温度、湿度を維持する必要のある機器については、無振動車、電源車等の特殊車両を使用すること。
- (4) ラベリングは、原則として甲の指示により乙が行うこと。

21. 精密機器の据付調整等

精密機器の据付調整等については、以下のとおり対応すること。作業区分は別紙1のとおりとし、個々の移設物品の作業区分は、原則として、別添の移設精密機器一覧表のとおりとする。

- (1) 清掃、取り外しをすること。取り外しに先立ち、別紙「作業区分」に基づき性能試験等を行い、甲の指示に従い性能報告書等を作成し、提出すること。
- (2) 機器の保護のために必要な梱包や揺れ止めの固定等を施し、運搬すること。
- (3) 甲の指示する場所に運搬した後、甲の指定する場所に機器を設置し、据付けること。
- (4) 機器の設置後、点検調整等を行い、(1)の性能報告書等と照合の上、引渡しをすること。
- (5) 性能報告書等の照合結果を甲に提出すること。
- (6) 上記の作業は、十分な技能を有する技術者がこれを行うとともに、甲の担当者と十分に協議し、実施に当たってはその指示に従うこと。

2.2. 取り外しの必要な機器への付帯設備

精密機器へ接続している電気、給排水、冷却水、排気、都市ガス、高圧ガス等（以下、「付帯設備」という。）の切断、撤去工事の要領は次のとおりとする。

- (1) 付帯設備の切断、撤去工事に先立ち、停電、断水、機器の使用不能等、施設の業務に支障を来すと思われる作業については、甲の担当者と作業手順、方法、日程等について十分に打合せのうえ、作業計画を立てること。
- (2) 電気設備工事
 - ・ プラグおよびブレーカーから切断すること。なお、切断後は開閉器をオフにすること。
 - ・ 三相モーターを使用している機器については、切断前に正相逆送を確認し、設置運転時にトラブルのないよう配慮すること。
 - ・ 切断後のケーブルは漏電、短絡等のないように、必要な処置を施すこと。
- (3) 給水、冷却水、都市ガス、高圧ガス等の切断、撤去工事は機器の接続管部から切断すること。なお、撤去後の既存管の端末はプラグ止めとすること。
- (4) 排気ダクトの切断、撤去工事については、機器から一番近傍のフランジ部から切断すること。なお、排気ダクト、換気扇等は撤去し、開口部は閉鎖すること。
- (5) アンカー固定されている機器・設備はアンカー撤去後、突起物の無い用に処置すること。
- (6) 上記以外の固定物・配管等については、甲の担当者と十分協議し、その指示に従うこと。

2.3. 取り付けの必要な機器への付帯設備

取り付けの必要な精密機器への付帯設備の接続工事の要領は次のとおりとする。

- (1) 付帯設備の接続工事に先立ち、停電、断水、機器の使用不能等、施設の業務に支障を来すと思われる作業については、甲の担当者と作業手順、方法、日程等について十分に打合せのうえ、作業計画を立てること。
- (2) 電気設備工事
 - ・ 1次側分電盤、手元ブレーカー、コンセント等から必要な配線を行うこと。また、機器に付属するケーブルの長さが不足する場合は必要な延長工事を行い、機器近傍にコンセント・開閉器等必要な工事を施すこと。なお、延長したケーブルは適切な保護処置を行うこと。
 - ・ 機器付属のプラグ等に変更の必要が生じた場合は適切な処置を行うこと。
 - ・ 接続時は電気容量、電圧等の確認を行い、過不足の生じる場合は電源の変更や分岐等の処置を行うこと。
- (3) 給排水設備工事
 - ・ 設置室内の1次給水バルブより機器への接続を行い、耐圧および漏水試験を行うこと。
 - ・ 使用する材質は機器の特性に合わせて選定すること。
 - ・ 必要に応じて減圧処置を行うこと。
 - ・ 1次給水バルブより分岐を行う場合は、各機器接続口手前にてストップ弁を設置すること。
 - ・ 設置室内に給水バルブまたは排水口のない場合は、甲と協議のうえ対応すること。
 - ・ 排水設備工事は排水温度・種類等を考慮し材質を選定し、施工後漏水試験を行うこと。
- (4) 都市ガス、LPガス設備工事
 - ・ 都市ガス、LPガス等は機器等の特性に合わせて配管工事等を行うこと。
 - ・ 室内のストップバルブより延長工事が必要な場合は、機器ごとにストップ弁を設け耐圧、機密テストを行うこと。
 - ・ 使用する配管材料の材質は機器の特性に合わせて選定すること。

(5) 高圧ガス設備工事

- ・圧縮空気、特殊ガス等は機器等の特性に合わせて配管工事を行うこと。
- ・ガスボンベまたは室内のストップ弁より延長工事の必要な場合は、機器ごとにストップ弁を設け、耐圧および機密テストを行うこと。
- ・使用する配管材料の材質は機器の特性に合わせて選定すること。
- ・配管サポートは配管重量、材質等を考慮し必要な処置を施すこと。
- ・機器に使用するガスで各配管のパージを行うこと。
- ・特殊ガス工事に使用するバルブはすべて禁油で洗浄処理のものを使用すること。

(6) 排気設備工事

- ・機器から近傍のダクトフランジから機器までダクト配管をすること。
- ・ダクト材質は、排気するガスの種類により塩ビダクト、ステンレスダクト等を選定すること。
- ・必要に応じて、フード等の作成および接続を行うこと。
- ・ダクトのサポート方法は甲の担当者と十分に協議し、その指示に従うこと。
- ・風量調節等を行うこと。
- ・断熱処理が必要な場合は、適切な材料にて断熱処理を行うこと。

(7) その他の配管工事等については、甲の担当者と十分に協議し、その指示に従うこと。

(8) その他工事

乙は必要に応じて、甲の担当者の指示に従い、下記の工事を行うこと。

- | | |
|----------|---------|
| ・転倒防止の措置 | ・雨仕舞い工事 |
| ・アンカー工事 | ・基礎工事 |

2.4. 薬品類および高圧ガスボンベ等

(1) 薬品類

- ・薬品類については、甲の担当者の分類により、甲が別途提示するリストに基づき乙が梱包・運搬し、開梱、配架は甲の担当者が行う。
- ・梱包、特に劇物や危険物等の梱包は、それぞれの物の特性に応じた適切な方法で行うこと。
- ・反応性のあるものは区別し、梱包、運搬すること。

(2) 高圧ガスボンベ

高圧ガスボンベについては、甲の担当者の指示により運搬、配架を行うこと。

2.5. 試験研究用器材、実験用ガラス器具等

(1) 実験室等の試験研究用器材（消耗品等）は、原則として甲の担当者の指示により梱包し、開梱を行うこと。

(2) ガラス器具類は、甲の担当者の指示により梱包・運搬し、開梱および配架まで行うこと。

なお、配架の前に、甲の担当者の指示するガラス器具は洗浄し乾燥処置を行うこと。

2.6. OA 機器等

OA 機器（パソコン、ファクシミリ、複写機等）およびその周辺機器の断線、解体、梱包、開梱、設置、結線は甲の指示に基づき乙が行うこと。

27. 書籍、図書、家具什器等

乙は甲の指示に基づき、解体、梱包、輸送、開梱、組立、配架を行うこと。また必要に応じ耐震対策（1800mm以上）を行うこと。但し個人所有のものの梱包、開梱は除く。

28. フリーザーおよびフリーザー内試料

フリーザー内の試料等については、以下のとおり保冷対策を講じ、試料等の損傷がないよう十分に配慮すること。

- (1) フリーザー内の試料の梱包・運搬および開梱は、甲の担当者の指示により行うこと。
- (2) フリーザーの運搬の前後に試料等の移し替えが必要な場合は、保冷容器、保冷剤等を準備し、各試料の適正温度状態を確保するよう留意すること。
- (3) フリーザーを運搬据付後は、速やかに適正温度に戻すよう努めること。
- (4) フリーザーが適正温度に戻るまでは、各試料の適正温度保冷に万全を期すこと。
- (5) 運搬中の試料等は全て温度をモニタリングすること。

29. 梱包資材、梱包資材の配布および回収

- (1) 梱包に使用する資材は機器類の特徴に合わせ、大きさ、強さ等を選定すること。
なお、ガラス器具類に使用する梱包資材は、不純物の妨害の無いものを選定すること。
- (2) 梱包資材として、折り畳みコンテナ等を所有している場合は極力使用し、廃棄物の発生をできるだけ抑制すること。
- (3) 移設計画に基づき、梱包資材等の配布予定表を提出し、甲の承諾を得ること。
- (4) 原則として搬送日の14日前までに梱包資材を配布すること。なお、甲の担当者から指示があった場合は、梱包資材を指示のあった期間に配布すること。
- (5) 梱包資材の回収・撤去は、開梱が終了した後速やかに行い、残置しないこと。

30. 不用物品の廃棄処分

不用物品については適切な処置を行い、関係法令に基づき適切に処分すること。移設業務に伴い発生した梱包資材その他の廃棄物についても、下記の通り適切に処分を行うこと。

- (1) リサイクル法に基づく廃棄物品についての処置
- (2) 産業廃棄物に対する処置
- (3) 環境に配慮した分別処理
- (4) 薬品廃棄については薬品ごとの個別の対応を行うこと。
- (5) マニフェスト表を提出すること。
- (6) 廃棄物品処理の検収はA票の提出をもって行うが、検収後E票までの提出をすること。
- (7) 焼却処分が必要な廃棄物は、甲の立ち会いの下処分すること。

31. 報告

各種作業の実施に当たっては、事前に当日の作業に従事する人員、車両数、作業手順、作業計画からの変更事項の有無等について甲に報告すること。また、作業の内容や移設物品等に不測の事態および事故等が発生した場合は、速やかにその内容を報告し、甲の指示を受けて解決を図るとともに、その経過を報告すること。

3 2. 業務の進捗管理

業務の進捗状況を管理し、その実施に際して発生した課題について自ら解決に当たるとともに、甲の担当者の指示に従い、業務の進捗状況を甲へ報告すること。また、業務の実施に当たっては、甲の担当者と十分に協議しながら進めることとし、打合せを行った際は甲に議事録を提出すること。

3 3. 業務完了報告書の提出

本業務の完了後、作業実施状況や作業完了の状況等について、業務完了報告書を提出すること。報告書の内容等については、甲と別途協議すること。なお、報告書は正副1部および電子データ1部（形式は別途指示する）を提出すること。

3 4. 安全確保の義務

移設作業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、保安要員や警備員を配置するなどにより、第三者のほか来訪者、甲の職員その他関係者の安全確保に万全を期すとともに、安全作業に努め、事故の絶無に万全を期すこと。なお、事故防止と安全確保のため、以下の対策を講じること。

- (1) 移設作業期間中は、移設元、移設先等の搬出入口等の道路部分について、交通保安要員を配置し、歩行者および車両の誘導を行うこと。
- (2) 移設元、移設先において、車両の搬出入路、積下し作業が行われる場所等で安全を確保する場所については、甲の指示に従い、警備員を配置すること。
- (3) 各種資材の配布作業、その他の作業を実施するときは、第三者、来所者、職員、その他関係者の安全を確保するため、必要に応じ道路等に警備員を配置すること。
- (4) 作業に伴いエレベーターを運行するときは、オペレーターを配置し、第三者等の同乗を禁止すること。
- (5) みだりに道路等に移設物品および残置物件を積載し、通行の安全の妨げにならないよう十分に配慮すること。

3 5. 補償

万一、移設作業中に本業務の受託者の責めに帰すべき事由により下記の人身事故、物損事故、移設物件の破損・遺失・盗難等の事故が発生した場合は、直ちに甲の担当者に連絡してその指示に従うとともに、その損害の補償は乙の責任において行うこと。

- (1) 第三者、来訪者、甲の職員その他関係者の人身事故
- (2) 作業車両等による全ての人身事故
- (3) 敷地内の縁石、植栽、建物、構造物とそれに付随する設備に対する物損事故
- (4) 移設物品に対する事故 別紙2参照
- (5) その他本業務の受託者の責めに帰すべき事由に基づく事故

3 6. 秘密の保持等

本業務により知り得た秘密を第三者に漏えいしないこと。業務完了後も同様とする。

3 7. 遵守事項その他

- (1) 3 3. に記載する安全確保に関しては、最大限注意を払うこと。
- (2) 作業従事者には氏名札、腕章等を着用させるなど、当該者が本業務の従事者であることが明らかにわかるようにすること。
- (3) 本業務に関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 指定場所以外での喫煙は厳禁とし、防災に特段の留意をすること。
- (5) 実験研究業務の中断期間が最短となるよう、移設物品の運搬準備や運搬順序、設置場所等について十分に甲の担当者と協議・調整しながら移設作業を行うこと。
- (6) 移設物品は各々の特性や規格、用途に応じ、最も適した方法で梱包運搬等を行い、業務中の損傷、破損等の事故がないよう十分配慮すること。業務中に予想される降雨などの天候の変化に対し、十分な対策を講じること。また、法の定める資格を有する作業については、有資格者を配置して実施するものとし、法令を遵守して安全作業に努めること。
- (7) 業務終了後の清掃については、原則として養生撤去の際に原状回復レベルで対応のこと。
- (8) 移設の際に通行する経路（公道）についてはあらかじめ甲の承認を得ること。移設に際しては、近隣住民等に迷惑をかけないように最大限配慮すること。
- (9) 本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに甲と協議を行い、作業を実施すること。

作業区分

移設物品の作業区分は以下の通りとする。

- Aランク：メーカーまたはメーカー指定業者による事前性能点検を実施し、性能試験表を作成した後、解体・梱包・運搬を行う。
移設後、開梱・組立調整を行い、事前性能点検と同様の事後性能点検を実施し、性能試験表を作成の上、事前点検のデータと照合し甲の担当者の承認を得る。
- Bランク：メーカーまたは専門技術者により移設前に移設前点検を行い、ユーティリティの切断・解体・梱包・運搬を行う。
移設後、開梱・組立・ユーティリティの接続後、移設後点検を行い、点検成績書を提出する。
- Cランク：移設前に動作点検を行い、ユーティリティの切断・解体・梱包・運搬を行う。
移設後、開梱・組立・ユーティリティの接続後、動作点検を行い、報告書を提出する。
- Dランク：養生又は梱包・運搬・開梱を行う。
- Eランク：運搬のみを行う。
- Hランク：廃棄する物品のこと。解体の必要な物品、ユーティリティの断線の必要な物品、オイルの除去やフロンガスの抜き取り作業等が必要な物品に対しては、それらの処理を行い、関係法令に従って適切な処理を行うこと。また、甲により焼却処分と指定された廃棄物については、甲の指名する職員立合のもと、焼却処分を行うこと。
- Fランク：冷凍、冷蔵サンプル等温度管理の必要な物品を有する保冷库等。
移設前温度確認の後、内容物の保冷梱包を行い、電源切断し運搬を行う。
機器を設置後、冷媒安定を確認し、電源投入、温度低下確認する。
保冷梱包物の開梱を行い保冷库に収納する。
移設前後の作業報告書を提出する。
内容物の保冷方法は物品毎に別途指示する。

移設物品に対する保証及び補償

移設物品の性能保証及び製品の補償は以下の通りとする。

A ランク

事前性能点検、事後性能点検を実施し、移転前の性能が得られなかった場合に部品交換も含め、修理等の対応を行い、初期の性能を確保すること。

B ランク

事前点検、事後点検を実施し、移転前の状態と差異のあった場合に部品交換も含め修理等の対応を行い初期の状態を確保すること。

C ランク

事前通動作点検、事後動作点検を実施し、移転前の状態と差異があった場合に部品交換も含め修理等の対応をおこない正常動作に復元すること。

D・E ランク

落下・衝突・またはそれ以外の事故による形状の異常の認められる場合、輸送保険等による補償を行うこと。

F ランク

C ランクの物品と同様とする。

冷凍保存サンプル・薬品等

一般保冷サンプル、保冷薬品等 同様のものを確保し供給すること。

保冷特殊サンプル 別途協議とする

* 移設物品に対する保証及び保証期間は、業務完了後、概ね1ヶ月間とする。

応札に必要な書類

1. 本件作業に対する参考見積書
 - ① 機器調整に掛かる費用 機器個別具体的に提出すること
 - ② 断線・接続工事等に掛かる費用の算出すること
 - ③ 梱包・開梱に掛かる費用を提出すること
 - ④ 輸送関係にかかる費用を算出すること
 - ⑤ その他の費用（図面作成・保険・調査・管理監督・諸経費等）を提出すること
 - ⑥ 廃棄に掛かる費用を提出すること

2. 本件業務遂行にあたり作業体制表
 - ① 契約責任者、管理技術者（現場代理人）を提出すること
 - ② 1. に示す各業務の主任技術者を提出すること
 - ③ 必要な業務の作業責任者を提出すること

3. 管理技術者、主任技術者および作業責任者の経歴・実績・資格等を証する書類を提出すること

4. 本件と類似する案件の過去の実績およびそれを証する書類、および本件の遂行にあたり、必要となる免許等資格書類
 - ① 相手先、契約価格、実施時期
 - ② 業務内容
 - ③ 許可書、免許書等

5. 全体工程表 移設支援業務・移設業務・ユーティリティー工事・廃棄業務等

6. 移設物品の補償内容及び補償期間について（具体的に日程等を明記すること。）

7. 下記の移設ランク A、B および C の物品の移設前後の検査成績書（様式は任意）
 - ① 天秤
 - ② 遠心機
 - ③ オートクレーブ
 - ④ ゲル撮影装置
 - ⑤ 顕微鏡
 - ⑥ その他精密機器